

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 大石 健 一

奈良県教育委員会規則第五号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「縣監」を「専縣監」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。